

平成28年6月3日

株 主 各 位

山口県周南市平和通一丁目10番の2

株式会社 西京銀行

取締役頭取 平 岡 英 雄

第108期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第108期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

今回の定時株主総会には、第2号議案「定款一部変更の件」を議案として上程致しますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 山口県周南市平和通一丁目10番の2
当行本店 5階講堂

3. 目的事項

【第108期定時株主総会】

報告事項 第108期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 第三者割当による第二種優先株式の募集事項の決定の委任の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金の贈呈、および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第18条の規定に基づき、イン
ターネット上の当行ウェブサイト
(アドレス<http://www.saikyobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招
集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ① 計算書類の「個別注記表」
② 連結計算書類の「連結注記表」
- したがって、本招集ご通知の添付書類における計算書類および連結計算書類は、
会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して監査した計算書類
および連結計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類および種類株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類お
よび連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイ
ト (<http://www.saikyobank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主の皆さまへ

平素より西京銀行に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申しあげます。

わが国の経済は、中国や新興国の経済低迷や原油価格の大幅下落の影響から、企業業績が低迷し、更に日銀のマイナス金利政策により国内長期金利が初のマイナスになるなど、年明け以降不安定な状況が続いています。

当行は前中期経営計画で「地域に根差したお客さまのための銀行」を目指して努力をして参りました結果、主要予算を1年前倒しで達成し、本年4月からは、新中期経営計画『一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを』をスタートさせることができました。

引続き、長期ビジョンである「地域に根差した中小零細事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向け、「さすが西京」と呼んでいただける商品・サービスの提供を続けてまいります。

当行は、これからも「金融を通じて、地域の皆さまのお役に立つ」という使命を十分に認識し、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指して努力して参ります。

今後も、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年6月

取締役頭取 平岡 英雄

目 次

第108期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知	
第108期定時株主総会 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 第三者割当による第二種優先株式の募集事項の決定の委任の件	13
第4号議案 取締役9名選任の件	23
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金の贈呈、および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	27
第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件	29
普通株主様による種類株主総会 株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	30
(添付書類)	
I.第108期事業報告	
1.当行の現況に関する事項	31
2.会社役員（取締役、監査役）に関する事項	39
3.社外役員に関する事項	40
4.当行の株式に関する事項	42
5.当行の新株予約権等に関する事項	43
6.会計監査人に関する事項	44
7.財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	44
8.業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況	44
9.会計参与に関する事項	50
10.その他	50
II.第108期計算書類	
1.貸借対照表	51
2.損益計算書	52
3.株主資本等変動計算書	53
III.第108期連結計算書類	
1.連結貸借対照表	54
2.連結損益計算書	55
3.連結株主資本等変動計算書	56
IV.監査報告書	
1.会計監査人の監査報告書 謄本	57
2.連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	59
3.監査役会の監査報告書 謄本	61

【第108期定時株主総会】 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期純利益が過去最高益になったことを受け、対前期50銭の増配とし、経営体質の強化のため内部留保にも意を用いつつ、安定した配当を継続して実施していく方針に基づき、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき7円といたしたいと存じます。
なお、この場合の総額は、639,789,269円となります。
また、第一種優先株式は1株につき金35円とし、この場合の総額は78,750,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当行は、国内基準行に対する新しい自己資本規制に係る告示、いわゆる「バーゼルⅢ」が平成26年3月31日から適用されたことを踏まえ、適切な自己資本政策をかねてより検討してまいりました結果、今般、バーゼルⅢ国内基準において「コア資本」に算入することのできる「強制転換条項付優先株式」を発行することといたしました。自己資本の充実による財務基盤の強化、収益機会の拡大を図ることで、山口県、広島県、福岡県を中心とした地元の個人、事業者のお客さまへの融資や地域活性化等に寄与すべく、柔軟な資本政策を行うための新たな種類株式の発行を可能とするため、第6条の変更、変更案第13条の2および第13条の3の新設を行うものであります。
- (2) 株主各位の利便性の向上および株式事務の合理化を図るため株券を廃止することとし、現行定款第7条を削除するとともに現行定款第10条および第13条の変更を行うものであります。
- (3) 上記変更に伴い、条数の変更等を行うものであります。

なお、以上の定款一部変更は、株主総会、普通株主による種類株主総会および第一種優先株主による種類株主総会において承認決議が得られることを条件といたします。

2. 変更の内容

現行定款および変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>3億株</u> とし、普通株式および第一種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、 <u>2億97百万株</u> および <u>3百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>3億25百万株</u> とし、普通株式、第一種優先株式、 <u>第二種優先株式</u> 、 <u>第三種優先株式</u> および <u>第四種優先株式</u> の発行可能種類株式総数は、それぞれ、 <u>2億97百万株</u> 、 <u>3百万株</u> 、 <u>5百万株</u> 、 <u>10百万株</u> および <u>10百万株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当銀行は株式に係る株券を発行する。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、当銀行は単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 ～ (条文省略) 第9条</p>	<p>第7条 ～ (現行どおり) 第8条</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>② 前項の請求があった場合において、当銀行が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当銀行は前項の請求に応じないことができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>② 前項の請求があった場合において、当銀行が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当銀行は前項の請求に応じないことができる。</p>
<p>第11条 ～ (条文省略) 第12条</p>	<p>第10条 ～ (現行どおり) 第11条</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当銀行は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当銀行は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>第13条の2 （条文省略）</p>	<p>第13条 （現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式）</u> <u>第13条の2 当銀行の発行する第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式（以下、本条において、「優先株式」という。）の内容は次のとおりとする。</u> <u>（優先配当金の額）</u> <u>1. 当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下、本条において、「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、本条において、「優先登録株式質権者」といい、優先株主とあわせて「優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者（以下、「普通株主等」という。）に先立ち、</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>各優先株式1株当たり、当該優先株式の払込金額相当額（ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出される額の金銭（以下、本条において、「優先配当金」という。）を支払う。ただし、配当年率は10.00%を上限とする。</p> <p><u>（非累積条項）</u></p> <p>2. ある事業年度において優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p><u>（非参加条項）</u></p> <p>3. 優先株主等に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>4. (1)当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、各優先株式1株につき、当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえ、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額の金銭を支払う。</p> <p>(2)優先株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>5. 優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>6. 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、各優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項(強制償還))</u></p> <p>7. 当銀行は、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式1株につき、当該優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>定める額の金銭を各優先株主に対して交付するものとする。なお、当銀行が各優先株式の一部を取得する場合は、<u>あん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得条項 (一斉取得))</u></p> <p>8. <u>当銀行は、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日 (以下「一斉取得日」という。)</u>をもって、一斉取得日において当銀行に取得されていない当該優先株式の全てを一斉取得する。この場合、<u>当銀行は、当該優先株式を取得すると引換えに、各当該優先株主に対し、その有する優先株式数に当該優先株式1株当たりの払込金額相当額 (ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)</u>を乗じた額を当銀行の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細 (交付すべき普通株式数の上限の算定方法を含む。) は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。<u>各優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(株式の併合または分割、株式無償割当て等)</u></p> <p>9. (1)当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(2)当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p>
(新設)	<p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第13条の3 当銀行の発行する優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p>

第3号議案 第三者割当による第二種優先株式の募集事項の決定の委任の件

1. 第二種優先株式発行の理由

自己資本のより一層の充実による財務基盤の強化を目的として、当行取締役会は、平成28年5月11日付で、本株主総会において必要な株主さまのご承認が得られることを条件として、当行のお取引先等を割当先として、下記2.に記載の株式会社西京銀行第二種優先株式(以下、「第二種優先株式」といいます。)を5百万株を上限として発行することを決議いたしました。

第二種優先株式につきましては、諸般の事情を考慮のうえ、下記2.記載の内容といたしましたが、当行普通株式が非上場であることから市場価格等の客観的データが存在しないため第二種優先株式の価値算定を行うための諸条件を完全に反映した理論的価値の算定が困難であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、下記2.記載の募集事項の要領に基づき第二種優先株式に係る募集事項の決定を取締役に委任することについて、株主総会の特別決議により株主さまのご承認をいただくことをお願いするものであります。

なお、具体的な募集株式の数およびそれに連動する事項(募集株式の払込金額の総額、増加する資本金の額の総額および増加する資本準備金の額の総額)につきましては、本総会後に開催される取締役会において決定する予定です。

本議案は、第2号議案による定款変更の効力が生じることを条件といたします。

2. 募集事項の要領

- (1) 募集株式の種類
第二種優先株式
- (2) 募集株式の数の上限
5,000,000株
- (3) 募集株式の払込金額
総額(上限) 5,000,000,000円(1株につき1,000円)
- (4) 増加する資本金の額
総額(上限) 2,500,000,000円(1株につき500円)
- (5) 増加する資本準備金の額
総額(上限) 2,500,000,000円(1株につき500円)

- (6) 募集方法
第三者割当の方法により、当銀行の取引先を中心に割り当てる。
- (7) 申込期間
平成28年7月11日から平成28年7月19日まで
- (8) 払込期日
平成28年7月19日
- (9) 申込・払込取扱場所
当銀行本店
- (10) 第二種優先配当金
1) 第二種優先配当金の額
当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）又は第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」といい、第二種優先株主とあわせて「第二種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に先立ち、第二種優先株式1株当たり、第二種優先株式の払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、年率2.00%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成29年3月31日に終了する事業年度にあっては平成28年7月19日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第二種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第二種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

- 2) 非累積条項
ある事業年度において第二種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
 - 3) 非参加条項
第二種優先株主等に対しては、第二種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (11) 残余財産
- 1) 残余財産の分配
当銀行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。
 - 2) 非参加条項
第二種優先株主等に対しては、上記1)のほか、残余財産の分配は行わない。
- (12) 議決権
- 1) 第二種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。
 - 2) 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (13) 金銭を対価とする取得条項
- 1) 金銭を対価とする取得条項
当銀行は、平成33年7月20日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第二種優先株主等に対して、取得

日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、当銀行が第二種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第二種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(14) 普通株式を対価とする取得条項

1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、平成38年7月21日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当銀行に取得されていない第二種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当銀行は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

2) 一斉取得価額

1.一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当銀行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただ

し、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記 3）に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ.上記イ.以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当銀行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、少数株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後においては、下記 4）に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記 4）に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

3) 下限取得価額

下限取得価額は、第二種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする（ただし、下記 4）による調整を受ける。）。

4) 下限取得価額の調整

イ.第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{下限取得} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{下限取得価} \\ \text{額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たり時価} \end{array}}}{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ + \\ \text{交付普通株式数} \end{array}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記ハ.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 4）において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、又は、当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数（ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記ニに定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。
- (vi) 株式の併合をする場合調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む）の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とし、かかる期間において当銀行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。
- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(v)の場合には0円、上記イ.(iii)及び(iv)の場合には価額とする。
- ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株

式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ハ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

5) 合理的な措置

上記 3) 及び 4) に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(15) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

1) 分割又は併合

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

2) 株式無償割当て

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(16) 優先順位

第二種優先株式と当銀行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(17) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(18) その他

上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

第4号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役に1名増員することとし、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行の 株式の種類 および数
1	平 岡 英 雄 (昭和31年2月14日生)	昭和53年4月 当行入行 平成17年6月 当行取締役兼執行役員 平成20年6月 当行常務取締役経営企画本部長 平成21年6月 当行専務取締役経営企画本部長 平成22年6月 当行取締役頭取 (現在に至る) <担当> 監査部監査グループ	普通株式 78,900株
2	金 丸 眞 明 (昭和32年11月1日生)	昭和56年4月 当行入行 平成20年6月 当行取締役リスク管理本部長兼経営企画副本部長 平成21年6月 当行取締役経営管理本部長 平成21年11月 当行取締役経営管理本部長兼営業本部長 平成23年6月 当行常務取締役 平成25年4月 当行専務取締役 (現在に至る) <担当> 営業統括部・地域連携部	普通株式 31,057株
3	杉 野 光 信 (昭和30年9月11日生)	昭和53年4月 当行入行 平成21年4月 当行執行役員経営管理本部副本部長 平成21年6月 当行取締役リスク管理本部長 平成21年10月 当行取締役リスク管理本部長兼 営業本部副担当 平成21年11月 当行取締役営業本部長 平成22年4月 当行取締役市場金融部長 平成24年4月 当行常務取締役市場金融部長 平成27年4月 当行専務取締役市場金融部長 (現在に至る) <担当> 市場金融部・市場事務部・監査部資産査定監査グループ	普通株式 33,487株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行の 株式の種類 および数
4	<p style="text-align: center;">まつ おか けん 松 岡 健 (昭和46年12月29日生)</p>	<p>平成7年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成12年11月 朝日監査法人 （現有限責任あずさ監査法人）入社 平成14年11月 フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社入社 平成22年5月 当行入行 当行執行役員総合企画部長 平成23年6月 当行取締役総合企画部長 平成27年4月 当行常務取締役総合企画部長（現在に至る） <担当> 総合企画部・システム部・事務推進部・業務推進部・コンプライアンス統括室</p>	<p>普通株式 18,509株</p>
5	<p style="text-align: center;">な むら こう いち ろう 奈 村 幸一郎 (昭和37年1月27日生)</p>	<p>昭和60年4月 当行入行 平成21年6月 当行経営企画本部副本部長 平成22年4月 当行総合企画部企画部長 平成23年4月 当行下松支店長 平成24年10月 当行執行役員審査部長 平成25年6月 当行取締役審査部長 平成27年4月 当行取締役総務部長兼人事部長 平成28年4月 当行取締役人事部長（現在に至る） <担当> 審査部・総務部・人事部</p>	<p>普通株式 24,228株</p>
6	<p style="text-align: center;">やま おか やす ゆき 山 岡 靖 幸 (昭和39年1月27日生)</p>	<p>昭和61年4月 当行入行 平成21年6月 当行経営企画本部副本部長 平成22年7月 当行人事部長兼総務部長 平成24年10月 当行執行役員人事部長兼総務部長 平成25年6月 当行取締役人事部長兼総務部長 平成25年10月 当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長 （現在に至る）</p>	<p>普通株式 23,233株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
7	畑谷 剛 (昭和40年8月14日生)	平成元年4月 当行入行 平成21年10月 当行営業本部副本部長 平成22年4月 当行市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長 平成22年10月 当行コーポレート営業部長兼東京事務所長 平成25年4月 当行執行役員コーポレート営業部長 平成27年6月 当行取締役コーポレート営業部長(現在に至る) <担当> コーポレート営業部	普通株式 19,141株
8	滝本 豊水 (昭和24年7月15日生)	昭和47年4月 大蔵省入省 昭和52年7月 防府税務署長 昭和63年6月 内閣法制局参事官 平成5年7月 銀行局保険部保険第二課長 平成6年7月 銀行局保険部保険第一課長 平成7年6月 証券取引等監視委員会事務局特別調査課長 平成9年7月 証券取引等監視委員会事務局総務検査課長 平成11年9月 大蔵省大臣官房審議官 平成12年7月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) あさひ法律事務所(現西村あさひ法律事務所) 弁護士 平成18年6月 当行取締役(現在に至る) 平成28年1月 弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士 (現在に至る)	普通株式 23,000株
9	*川村 健一 (昭和24年2月16日生)	昭和48年4月 フジタ工業株式会社(現株式会社フジタ)入社 平成5年4月 米国フジタリサーチ社長 平成17年4月 株式会社ホスフェクス社代表取締役社長 平成18年4月 学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授 (現在に至る)	普通株式 0株

(注)

- *印は、新任の取締役候補者であります。
- 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- 取締役候補者の所有する当行の株式は、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。取締役候補者平岡英雄氏、金丸真明氏、杉野光信氏、松岡健氏、奈村幸一郎氏、山岡靖幸氏、畑谷剛氏の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。
- 滝本豊水氏および川村健一氏は、社外取締役候補者であります。
- 社外取締役候補者とした理由
(1) 滝本豊水氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な経験に基づいた幅広い見地から、当行の経営全般に対する的確な助言を期待するものであり、これらに鑑みれば、同氏は、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。
(2) 川村健一氏は、経営者、学識者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験と知見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
滝本豊水氏の当行社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
- 当行は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるように、社外取締役との間で当行に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できると、現に社外取締役である滝本豊水氏は、当行との間で当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限るものとする。
- 滝本豊水氏の選任が承認された場合は、引き続き当行との間で同責任限定契約を継続する予定であります。また、川村健一氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金の贈呈、および役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます、監査役 池高聖氏に対し、その在任中の労に報いるため、当行の定める一定の基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
池高 聖 <small>いけたか さとし</small>	平成24年 6月 当行監査役（現在に至る）

また、平成28年5月11日開催の取締役会において経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議しました。これに伴い、第4号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役8名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの労に報いるため、当行所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、各氏に対する支給の時期はそれぞれの退任時とし、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役は取締役会に、監査役は監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
平岡英雄	平成17年6月 当行取締役 平成20年6月 当行常務取締役 平成21年6月 当行専務取締役 平成22年6月 当行取締役頭取 (現在に至る)
金丸眞明	平成20年6月 当行取締役 平成23年6月 当行常務取締役 平成25年4月 当行専務取締役 (現在に至る)
杉野光信	平成21年6月 当行取締役 平成24年4月 当行常務取締役 平成27年4月 当行専務取締役 (現在に至る)
松岡健	平成23年6月 当行取締役 平成27年4月 当行常務取締役 (現在に至る)
奈村幸一郎	平成25年6月 当行取締役 (現在に至る)
山岡靖幸	平成25年6月 当行取締役 (現在に至る)
畑谷剛	平成27年6月 当行取締役 (現在に至る)
滝本豊水	平成18年6月 当行取締役 (現在に至る)
山本秀雄	平成27年6月 当行監査役 (現在に至る)
綿屋滋二	平成23年6月 当行監査役 (現在に至る)
増田攻	平成25年6月 当行監査役 (現在に至る)

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当行の取締役の報酬額は、平成26年6月27日開催の第106期定時株主総会において、「月額1,700万円以内」、監査役の報酬額は平成24年6月26日開催の第104期定時株主総会において、「月額300万円以内」とご承認いただき今日に至っておりますが、今般の役員報酬制度の見直しに伴う役員退職慰労金制度の廃止等諸般の事情を踏まえまして、取締役の報酬額を「月額3,500万円以内」、監査役の報酬額を「月額600万円以内」にそれぞれ改定させていただきます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）ありますが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時点で取締役は9名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。

以上

【普通株主様による種類株主総会】 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

定時株主総会の株主総会参考書類6ページから12ページに記載の第2号議案「定款一部変更の件」と同一の内容ですので、当該箇所をご参照ください。

以上

第108期（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は山口県周南市に本店を置き、山口県、福岡県、広島県を中心に合計44店舗にて、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託、保険商品の窓口販売業務等を行い、銀行業務に積極的に取り組んでおります。

〔金融経済環境〕

当期におけるわが国の経済は、中国や新興・資源国経済の低迷や原油価格の大幅下落の影響から企業業績が低迷し、さらに日銀のマイナス金利政策により国内長期金利が初のマイナスになるなど、不安定な状況が続いています。

当行の主たる経営基盤である山口県においても、公共投資が高水準で推移し、輸出、住宅投資は低迷しているものの、個人消費の持ち直しや設備投資の増加に加え、雇用・所得情勢は改善を続け、県内景気は緩やかに回復してきましたが、足元では、公共工事の頭打ちから、企業の業況感は悪化してきており、今年度は中国経済の減速など、企業業績へ影響を及ぼす海外動向を注視していく必要があります。

〔事業の経過及び成果〕

こうした中、当行では、中期経営計画～先進性、信頼感、親近感～（計画期間：平成26年4月～平成29年3月）をスローガンに、長期ビジョンである「地域に根差した中小零細事業主さまと個人のお客さまのための銀行」を目指した施策に取り組んでまいりました。

特に、地域銀行の使命である金融の円滑化については、主たる営業エリアである山口県、広島県、福岡県の地元のお客さまからお預かりした預金を、資金を必要とされる地元の事業者さまや個人のお客さまにお使いいただく「資金の地域内循環」として実現しております。

また、資金面以外でも、山口県の魅力ある農林水産物や加工品などの特産品を集めたカタログギフトを懸賞品とした定期預金商品を販売する等、地産・地消の促進にも貢献しております。

さらに、融資商品につきましても、山口県の活力を高め、雇用の場を創出することを目的に、創業相談会に加え、無担保・無保証の創業サポートローン等の商

品を充実させました。

積極的に地域活性化に注力してまいりました結果、中期経営計画の主要な業績目標を1年前倒しで達成し、当期は次のような営業成績となりました。

預金は、期中947億円（9.03%）増加し、期末残高は1兆1,433億円と1兆1千億円を突破しました。

貸出金は、期中873億円（10.53%）増加し、期末残高は9,171億円となりました。

有価証券は、国債の売却や事業債の償還等で債券残高が減少した結果、期中74億円（3.39%）減少し、期末残高は2,137億円となりました。

以上を主因に、総資産は期中803億円（7.00%）増加し、期末残高は1兆2,260億円となりました。

損益状況につきましては、貸出金残高の増加により前期に引続き貸出金利息が増加した一方で国債等債券売却益が減少したことにより、経常収益は前期より8億25百万円（3.26%）減少して244億36百万円となりました。

経常費用は、貸倒引当金繰入額が減少したことから、前期より1億98百万円（1.04%）減少して187億12百万円となりました。

以上により、経常利益は前期より6億27百万円（9.88%）減益の57億23百万円となりましたが、当期純利益においては6億43百万円（19.41%）増益の39億55百万円となり、当期純利益は5期連続の増益を達成し、過去最高益を更新することとなりました。

単体自己資本比率（国内基準）は、分子となる自己資本額を順調に積み上げておりますが、収益の元となる貸出金の残高拡大を戦略的に優先させている結果、前期より1.07ポイント低下し、8.55%となりました。

〔当行の対処すべき課題〕

当行を取り巻く外部環境は、主たる営業エリアである山口県の人口減少、高齢化の進展や大手企業のグローバル化、県外移転等による産業構造の変化、更には昨今の金利、為替、株価等マーケットの不安定化により、厳しさが増すことが予想されます。

こうした環境下、当行は金融を通じて地域を活性化させ、地域の皆さまのお役に立ち続けるために、新中期経営計画～一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを～（計画期間：平成28年4月～平成31年3月）を新たにスタートさせました。地域経済活性化のため、産学公金連携等アライアンス戦略を拡大し、オール山口での交流人口の強化、定住人口拡大を目指します。

また、高齢化先進県として他県に先んじて積み上げたノウハウを活かして、県外、東南アジア等に進出する企業を応援する他、シニア層マーケットに対する積極的な商品・サービスの提供、審査ノウハウ・目利き力の向上等による創業、事業承継サポートに注力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預	金	9,475	10,283	10,485	11,433
	定期性預金	5,885	6,793	6,676	7,610
	その他	3,589	3,489	3,808	3,822
貸	出金	6,652	7,309	8,297	9,171
	個人向け	2,298	2,618	3,049	3,351
	中小企業向け	3,531	3,599	3,990	4,616
	その他	822	1,091	1,257	1,203
商品有価証券		0	0	0	0
有	価証券	2,099	2,298	2,212	2,137
	国債	976	1,129	1,016	923
	その他	1,122	1,168	1,195	1,213
総資産		10,221	10,996	11,457	12,260
内国為替取扱高		23,773	25,274	24,800	26,357
外国為替取扱高		百万ドル 214	百万ドル 69	百万ドル 64	百万ドル 259
経常利益		百万円 2,997	百万円 5,775	百万円 6,351	百万円 5,723
当期純利益		百万円 1,860	百万円 3,232	百万円 3,312	百万円 3,955
1株当たり当期純利益		19円50銭	34円53銭	35円38銭	42円41銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数により算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	747人	719人
平均年齢	37年5月	37年9月
平均勤続年数	14年4月	14年8月
平均給与月額	316千円	327千円

- (注) 1. 使用人には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
山 口 県	55	(6)	55	(6)
広 島 県	2	(-)	2	(-)
福 岡 県	5	(1)	5	(1)
東 京 都	1	(1)	1	(1)
大 阪 府	1	(1)	1	(1)
国 内 計	64	(9)	64	(9)
海 外	—	(-)	—	(-)
合 計	64	(9)	64	(9)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を49ヵ所（前年度末49ヵ所）設置しております。

営業所数には、店舗内店舗形式の支店を含めております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,831
---------	-------

(注) 上記には、無形固定資産への投資953百万円を含んでおります。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	953
ACT-CORE新設	329
萩支店新築	200
桜木支店移転	144

(注) 1. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含んでおります。なお、投資の主な内容は勘定系基幹システムや情報系システムへの投資であります。

2. ACT-COREは、営業店業務の本部集中化のため新設したビルであります。前期に着工し、当期に完成しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きらら債権回収株式会社	山口県周南市平和通一丁目10番の2	債権管理回収業務 債権買取・仲介業務	平成16年 2月13日	500百万円	100.00%	—
株式会社 エス・ケイ・ ベンチャーズ	山口県周南市銀南街21番地 銀南ビル 2F	ベンチャーキャピタル 業務	平成12年 8月1日	100百万円	50.00%	—
株式会社西京 システムサービス	山口県周南市二番町3丁目12番地の2	情報処理受託管理業務	昭和56年 2月20日	50百万円	80.89%	—
西京カード 株式会社	山口県周南市銀南街4番地 徳山銀南街ビル 4F	個別信用購入あっせん 業務	平成6年 4月12日	60百万円	100.00%	—
株式会社ジェイ・モー ゲージバンク	東京都港区港南一丁目8番27号 日新ビル9階	金銭の貸付並びに金銭 債権の売買業務	平成16年 9月1日	800百万円	20.0%	—
投資事業有限責任 組合さいきょう地 域支援ファンド	山口県周南市銀南街21番地 銀南ビル 2F	中小企業再生支援業務	平成24年 7月31日	500百万円	—%	—
投資事業有限責任 組合さいきょう地 方創生ファンド	山口県周南市銀南街21番地 銀南ビル 2F	地元企業等の創業等支 援業務	平成26年 11月1日	600百万円	—%	—
投資事業有限責任 組合さいきょう観 光ファンド	山口県周南市銀南街21番地 銀南ビル 2F	観光産業の振興支援業 務	平成28年 1月18日	200百万円	—%	—

(注) 当行の連結される子会社等は7社、持分法適用の関連法人等は1社であります。

なお、株式会社ジェイ・モーゲージバンクは平成27年8月31日に同社株式を取得したことにより、持分法適用の関連法人等としております。また、投資事業有限責任組合さいきょう観光ファンドは平成28年1月18日に設立したことにより連結子会社としております。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫266金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合134組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連733（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫

- (労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
 4. 中国総合信用株式会社(中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社)において中国地区の第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
 5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
 6. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
 7. 株式会社イオン銀行との提携により、株式会社イオン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込・残高照会のサービスを行っております。
 8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスが指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
 9. 株式会社イーネットとの提携により、株式会社イーネットが指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員状況

（平成27年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
平岡英雄	取締役頭取（代表取締役） 監査部監査グループ担当	—	—
金丸眞明	専務取締役（代表取締役） 営業統括部、地域連携部担当	—	—
杉野光信	専務取締役（代表取締役） 市場金融部長（委嘱） 市場金融部、監査部資産査定監査グループ担当	—	—
松岡健	常務取締役 総合企画部長（委嘱） 総合企画部、システム部、事務推進部、 業務推進部、コンプライアンス統括部担当	—	—
奈村幸一郎	取締役 総務部長兼人事部長（委嘱） 審査部、総務部、人事部担当	—	—
山岡靖幸	取締役 下関地区統括部長兼下関支店長	—	—
畑谷剛	取締役 コーポレート営業部長（委嘱） コーポレート営業部担当	—	—
滝本豊水	取締役 （社外取締役）	弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士	—
山本秀雄	監査役 （常勤）	—	—
綿屋滋二	監査役 （社外監査役）	—	—
池高聖	監査役 （社外監査役）	学校法人徳山教育財団理事	—
増田攻	監査役 （社外監査役）	—	—

（注） 当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

上野慎二	執行役員	下松地区統括部長兼下松支店長
岡田浩	執行役員	周南地区統括部長兼本店営業部長
貞木雅和	執行役員	審査部長
井圭太郎	執行役員	営業統括部長
山下禎治	執行役員	山口地区統括部長兼山口支店長
末田義明	執行役員	地域連携部長
岡本泰裕	執行役員	宇部地区統括部長兼宇部支店長

目次

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	9人	250 (63)
監 査 役	5人	35 (5)
計	14人	285 (68)

- (注) 1. () 内は、報酬以外の金額であります。
2. 上記には、平成27年6月25日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
3. 報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額66百万円(取締役61百万円、監査役4百万円)を含んでおります。
4. 上記のほか、平成27年6月25日開催の第107期定時株主総会決議による退職慰労金の支払は以下のとおりです。
退任取締役1名 18百万円
退任監査役1名 15百万円
5. 取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与30百万円を含んでおりません。
6. 会社役員に対する報酬限度額は以下のとおりです。
取締役報酬限度額 平成26年6月27日開催第106期定時株主総会決議 月額1,700万円以内
監査役報酬限度額 平成24年6月26日開催第104期定時株主総会決議 月額300万円以内

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
滝 本 豊 水	弁護士法人ほくと総合法律事務所弁護士
池 高 聖	学校法人徳山教育財団理事

当行と滝本豊水氏、池高聖氏が兼職する各法人等との間に貸出金の取引等特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
滝本豊水 (取締役)	9年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
綿屋滋二 (監査役)	4年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に地方行政での経験や幅広い見識からの発言を行っております。
池高聖 (監査役)	3年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に経営者としての経験や幅広い見識からの発言を行っております。
増田攻 (監査役)	2年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に信用保証業務に携わった豊富な経験からの発言を行っております。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員全員と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	22 (1)	—

(注) 1. () 内は、報酬以外の金額であります。

2. 報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額 1 百万円を含んでおります。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	297,000千株
	第一種優先株式	3,000千株
発行済株式の総数	普通株式	91,619千株
	(うち自己株式	221,402株)
	第一種優先株式	2,280千株
	(うち自己株式	30,000株)

(2) 当年度末株主数

普通株式	6,095名
第一種優先株式	36名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社みずほ銀行	3,935千株	4.30%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,459	3.78
西京銀行行員持株会	2,989	3.27
富士通株式会社	1,636	1.79
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,618	1.77
株式会社ほけん e y e 西京	1,377	1.50
公益財団法人西京教育文化振興財団	1,211	1.32
日本国土開発株式会社	1,131	1.23
三井住友海上火災保険株式会社	929	1.01
防長交通株式会社	831	0.90

第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
東ソ一株式会社	300千株	13.33%
株式会社トクヤマ	300	13.33
日本国土開発株式会社	250	11.11
三井住友海上火災保険株式会社	191	8.48
株式会社中電工	150	6.66
株式会社テックムービング	150	6.66
株式会社九州リースサービス	100	4.44
萩山口信用金庫	60	2.66
大村印刷株式会社	50	2.22
宇部マテリアルズ株式会社	50	2.22
株式会社長府製作所	50	2.22
東洋証券株式会社	50	2.22

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株比率の小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) **事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等**
該当事項はありません。
- (2) **事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等**
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 下西 富男	39	—

- (注) 1. 当行及び当行子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は42百万円です。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、監査業務に重大な支障をきたすと認められる事由が生じたとき、その他会計監査人として不適切であることが疑われる事由が認められる場合には、監査役会は、当該事由に基づき検討を行ったうえで、必要に応じて会計監査人の解任又は不再任に必要な手続を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

当行は、平成28年3月25日開催の取締役会において内部統制システムの構築に関する基本方針を決議しております。その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、コンプライアンスを経営上の重要課題として認識し、法令、定款及び行内諸ルール等を遵守した行動を取るために定めている取締役行動指針に基づいて職務執行する。

取締役は、取締役会において、実質的な議論を行い、適切な意思決定と業務執行監視の機能を果たす他、毎事業年度期初に前年度の業務執行確認書を監査役会に提出する。

取締役は、役職員による重大な法令違反等を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

取締役会は、コンプライアンス基本方針、手順を示すコンプライアンス・マニュアル、実施計画のコンプライアンス・プログラム等を決定し、その周知徹底を図る。

取締役会は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行い、反社会的勢力との関係の遮断及び解消のための取組みを徹底する。

取締役会は、コンプライアンス統括部門を設置するとともに、各部門に責任者や担当者を設置してコンプライアンス体制を一元管理する。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と総合的な検討、計画、評価を行う。コンプライアンス統括部門は、取締役、部長及び担当者等へのコンプライアンス研修を実施するなどの取組みを徹底する。

取締役会は、全職員を対象として、法令違反等の情報を通報する内部通報制度を整備し、運用状況について報告を受ける。

取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理体制等の内部監査に係る方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するなど、内部監査体制を整備・運用し、内部監査部門は、各部門の業務運営状況の監査結果を定期的に取締役会及び監査役に報告する。

〔運用状況〕

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。なお、平成27年度中に役職員による重大な法令違反等は発見されていない。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書については、文書保存・処分に関する規程を定めて適切に保存及び管理を行う。

取締役の職務執行に係る情報・文書は、取締役又は監査役が求めたときには、容易に閲覧又は謄写に供することができる方法及び場所で保管する。

[運用状況]

「取締役会規程」、「文書保存・処分規程」等を定め取締役の職務の執行状況に関する情報・文書を管理、保存している。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、経営の健全性及び適切性を確保し、将来に亘り安定的利益を確保し発展していくために、リスクを統合的に捉え、適切にコントロールあるいは軽減することを目的に統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程を定め、発生が見込まれるリスクを適正に把握して経営計画及び各業務部門の施策に反映させる体制運営を行う。

取締役会は、リスクの種類ごとの管理部門、統合的リスク管理部門及び本部横断組織として資産・負債の総合管理、統合的なリスクのモニタリング・評価を行い、状況に応じたリスク・コントロールの方策、統合的リスク管理体制の整備、運用戦略等に関する検討を行うALM委員会を設置するなど、各種リスクを統合管理するための体制を整備する。

各リスク管理部門及び統合的リスク管理部門は、適切に連携して、全行的なリスク管理に取り組む。

統合的リスク管理部門は、統合リスク量を計測し、検証・分析のうえALM委員会に報告する。ALM委員会はリスクの統合結果、リスクアセスメント総括報告等を評価し、統合的リスク管理方針の見直しを審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、ALM委員会等の報告を受け、必要に応じ、統合的リスク管理方針の見直しを行う。

取締役会は、危機管理規程や業務継続計画（BCP）を策定し、危機発生時の対応を適切かつ迅速に行えるための体制を整備・運用する。

取締役会は、リスク管理を含む内部管理体制等の内部監査に関する方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、監査結果について適時適切に報告を受けるなど、内部監査体制を整備・運用する。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の委任により経営上の重要事項並びに業務上の総括

的統合監理及び重要事項の協議及び決定を行う機関として経営会議を設置する。

取締役会は、経営会議から報告を受けるとともに、取締役会付議を要する事項について審議及び決議する。

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役会において担当職務及び委嘱を定める。

取締役会は、経営方針に基づく施策を効率的に実施するため、経営計画を策定し、その実施を指示するとともに、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて経営計画を見直す。

〔運用状況〕

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。なお、平成27年度中に「中期経営計画～先進性、信頼感、親近感～（計画期間：平成26年4月～平成29年3月）」を前倒して達成し、新たな計画である『中期経営計画～一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを～（計画期間：平成28年4月～平成31年3月）』を制定している。

(5) 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当行の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

取締役会は、「西京銀行グループ会社管理規程」及び「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の業況・財務の状況、リスク管理、コンプライアンス体制等の重要な情報について当行に報告される体制を整備する。

ロ. 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の管理を行うグループ会社事務局を設置し、主要な子会社の損失の危険を管理する。

ハ. 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われ、且つ、当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社事務局は、主要な子会社を統括管理し、各社の業務執行状況を定期的及び必要に応じて随時モニタリングする他、内部監査部門は、主要な子会社の内部統制の状況を監査し、業務の適正が確保されていることを確認し、取締役会に報告する。

主要な子会社の監査役と当行の監査役は、業務運営状況について適時適切に協議することとし、監査役は、取締役会に対して主要な子会社の管理に関する改善策の策定を求めることができる。

当行は、主要な子会社に「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」を制定させ、主要な子会社の役職員に周知徹底する。

主要な子会社の役職員が当行のコンプライアンス統括部門又は外部専門機関に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に係る規程を定め、監査役の要請に応じて、要員を監査役の補助者として配置する。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。平成27年度中の監査役の補助者は1名を配置している。

(7) 前号の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当行の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助者は他部門の職務を兼務しない専任者とし、取締役及び取締役会から分離された監査役室に所属する。当該補助者は監査役以外の者からの指揮命令を受けず、また、補助者の任命及び異動等については監査役会の承認を得る。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(8) 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

イ. 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

取締役は、事業年度毎に自己の業務執行に関して、法令、定款等の遵守状況を当行の監査役へ報告する。また、当行及び主要な子会社の役職員は、当

行の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当行の主要な子会社で緊急事態が発生した場合、当該子会社は当行の企画部門及び当行の統合的リスク管理部門に報告し、当行の企画部門は当行の経営部門及び当行の監査役に報告する体制とする。

当行の内部通報制度の担当部署は、当行及び主要な子会社の役職員からの内部通報の内容を当行の監査役に報告する。

内部監査部門は、当行及び主要な子会社の業務運営状況に関する監査の結果及び指摘改善・是正状況を総括し、定期的に当行の監査役に報告する。

ロ. イの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査役に対して報告を行った当行及び主要な子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを行わない。

当行及び当行の主要な子会社は、内部通報者のプライバシーを保護し、通報者に対する人事面や処遇面を含む不利益な取扱いは行わない。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(9) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を当行の監査役のための顧問とすることを求めた場合、当行は、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(10) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役、監査法人及び内部監査部門との間で業務運営状況に関して定期的に又は必要に応じ協議を行う。また、監査役との間で、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について定期的に又は監査役の求めに応じ、意見交換を行う。

内部監査部門は、監査役との間で監査上の課題等について、定期的に又は監査役の求めに応じ、報告を行う。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第108期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 預 け	金	63,293	預 金	1,143,302	
現 預 け	金	13,045	当 座 預 金	18,799	
買 入 金 銭 債 権	金	50,248	普 通 預 金	321,081	
商 品 有 価 値 証 券	1,067		貯 蓄 預 金	24,788	
商 品 国 債	38		通 知 預 金	5,503	
金 銭 の 信 託	38		定 期 預 金	758,510	
有 価 値 証 券	3,988		定 期 積 累 預 金	2,509	
国 債 債 権	213,708		そ の 他 の 預 金	12,108	
地 方 債 債 権	92,334		借 用 金	2,332	
社 債 債 権	29,644		借 入 金	2,332	
株 式 債 権	27,886		社 債 債 権	11,100	
そ の 他 の 証 券	13,476		そ の 他 の 負 債	5,619	
貸 出 金	50,365		未 払 法 人 税 等	605	
割 引 手 形 貸 付	917,156		未 払 払 費 用	3,285	
手 形 貸 付	3,315		前 受 取 益	407	
証 書 貸 付	35,420		給 付 補 填 備 金	0	
外 国 為 替	816,219		金 融 派 生 商 品	44	
外 国 他 店 預 け	62,201		リ ー ス 債 務	107	
そ の 他 資 産	424		資 産 除 去 の 負 債	98	
前 払 費 用	424		退 職 給 付 引 当 金	1,069	
未 収 収 入	5,196		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,162	
融 派 生 商 品	2,408		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	252	
そ の 他 の 資 産	1,436		偶 発 損 失 引 当 金	332	
有 形 固 定 資 産	5		繰 延 税 金 負 債	137	
建 物	1,346		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	95	
土 地	11,343		支 払 承 諾	912	
リ ー ス 資 産	3,998		負 債 の 部 合 計	11,062	
建 設 仮 勘 定	6,607		(純資産の部)		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	109		資 本 金	12,690	
無 形 固 定 資 産	217		資 本 剰 余 金	10,300	
ソ フ ト ウ ェ ア	409		資 本 準 備 金	4,264	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,506		そ の 他 資 本 剰 余 金	6,036	
支 払 承 諾 見 返 金	1,515		利 益 剰 余 金	17,766	
	991		利 益 準 備 金	808	
	11,062		そ の 他 利 益 剰 余 金	16,957	
	△ 3,764		別 途 積 立 金	2,832	
			繰 越 利 益 剰 余 金	14,125	
			自 己 株 式	△ 75	
			株 主 資 本 合 計	40,681	
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,492	
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 12	
			土 地 再 評 価 差 額 金	1,551	
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,031	
資 産 の 部 合 計	1,226,022		純 資 産 の 部 合 計	48,713	
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,226,022	

目次

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第108期 (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常		24,436
資	金	19,407	
	出 証 金 利 息 配 当	17,148	
	有 価 一 券 借 取 引 受 入 利 息	2,147	
	預 算 債 借 取 金 受 入 利 息	12	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	0	
	の 他 取 引 受 入 利 息	77	
	役 務 入 為 替 手 続 取 扱 費	22	
	受 入 他 業 務 取 扱 費	2,462	
	そ の 他 業 務 取 扱 費	356	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	2,106	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	525	
	の 他 業 務 取 扱 費	0	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	525	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	0	
	の 他 業 務 取 扱 費	0	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	2,041	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	379	
	の 他 業 務 取 扱 費	0	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	1,130	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	0	
	の 他 業 務 取 扱 費	529	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	2,702	
経	資	2,346	18,712
	預 算 債 借 取 金 受 入 利 息	9	
	の 他 業 務 取 扱 費	0	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	1	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	26	
	の 他 業 務 取 扱 費	288	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	30	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	0	
	の 他 業 務 取 扱 費	4,116	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	1	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	4,115	
	の 他 業 務 取 扱 費	4	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	2	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	1	
	の 他 業 務 取 扱 費	0	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	11,320	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	568	
	の 他 業 務 取 扱 費	127	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	82	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	10	
	の 他 業 務 取 扱 費	348	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	5,723	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	0	
	の 他 業 務 取 扱 費	58	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	10	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	48	
	の 他 業 務 取 扱 費	5,666	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	1,550	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	160	
	の 他 業 務 取 扱 費	1,710	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	3,955	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	0	
	の 他 業 務 取 扱 費	58	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	10	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	48	
	の 他 業 務 取 扱 費	5,666	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	1,550	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	160	
	の 他 業 務 取 扱 費	1,710	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	3,955	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	0	
	の 他 業 務 取 扱 費	58	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	10	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	48	
	の 他 業 務 取 扱 費	5,666	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	1,550	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	160	
	の 他 業 務 取 扱 費	1,710	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	3,955	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	0	
	の 他 業 務 取 扱 費	58	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	10	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	48	
	の 他 業 務 取 扱 費	5,666	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	1,550	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	160	
	の 他 業 務 取 扱 費	1,710	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	3,955	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	0	
	の 他 業 務 取 扱 費	58	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	10	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	48	
	の 他 業 務 取 扱 費	5,666	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	1,550	
	所 得 債 借 取 金 受 入 利 息	160	
	の 他 業 務 取 扱 費	1,710	
	商 品 有 価 証 券 売 却 取 扱 費	3,955	

第108期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 積	途 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	12,690	4,264	6,036	10,300	674	2,832	10,970	14,476	△64	37,403
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△673	△673		△673
利益準備金の立 積					134		△134	－		－
当期純利益							3,955	3,955		3,955
自己株式の取得									△11	△11
土地再評価差 額金の取崩							6	6		6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	134	－	3,154	3,289	△11	3,278
当 期 末 残 高	12,690	4,264	6,036	10,300	808	2,832	14,125	17,766	△75	40,681

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	8,455	△32	1,510	9,933	47,336
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△673
利益準備金の立 積					－
当期純利益					3,955
自己株式の取得					△11
土地再評価差 額金の取崩					6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,963	20	41	△1,901	△1,901
当期変動額合計	△1,963	20	41	△1,901	1,376
当 期 末 残 高	6,492	△12	1,551	8,031	48,713

目次

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

(平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	63,300	預 金	1,142,287
買入金銭債権	1,175	借 用 金	2,332
商品有価証券	38	社 債	11,100
金銭の信託	3,988	そ の 他 負 債	5,812
有 価 証 券	212,425	退職給付に係る負債	2,960
貸 出 金	908,749	役員退職慰労引当金	257
外 国 為 替	424	睡眠預金払戻損失引当金	332
そ の 他 資 産	14,161	利息返還損失引当金	5
有形固定資産	11,375	偶発損失引当金	137
建物	4,004	再評価に係る繰延税金負債	912
土地	6,607	支 払 承 諾	11,062
リース資産	109	負債の部合計	1,177,200
建設仮勘定	217	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	436	資 本 金	12,690
無形固定資産	2,789	資本剰余金	10,300
ソフトウェア	1,566	利益剰余金	18,137
の れ ん	231	自 己 株 式	△75
その他の無形固定資産	991	株 主 資 本 合 計	41,052
繰延税金資産	166	その他有価証券評価差額金	6,493
支払承諾見返	11,062	繰延ヘッジ損益	△12
貸倒引当金	△3,810	土地再評価差額金	1,551
		退職給付に係る調整累計額	△551
		その他の包括利益累計額合計	7,480
		非支配株主持分	111
		純資産の部合計	48,645
資産の部合計	1,225,845	負債及び純資産の部合計	1,225,845

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで) **連結損益計算書**

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		25,464
	資 金 運 用 収 益	19,193	
	貸 出 金 利 息	16,960	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,100	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	12	
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0	
	預 け 金 利 息	77	
	そ の 他 の 受 入 利 息	42	
	役 務 取 引 等 収 益	3,626	
	そ の 他 業 務 収 益	525	
	そ の 他 経 常 収 益	2,119	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	362	
	償 却 債 権 取 立 益	0	
	そ の 他 の 経 常 収 益	1,756	
経	常 費 用		19,487
	資 金 調 達 費 用	2,702	
	預 金 利 息	2,345	
	譲 渡 性 預 金 利 息	9	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1	
	借 用 金 利 息	26	
	社 債 利 息	288	
	そ の 他 の 支 払 利 息	30	
	役 務 取 引 等 費 用	4,522	
	そ の 他 業 務 費 用	4	
	営 業 経 費 用	11,661	
	そ の 他 経 常 費 用	596	
	そ の 他 の 経 常 費 用	596	
経	常 利 益		5,977
特	別 利 益		0
	固 定 資 産 処 分 益	0	
特	別 損 失		59
	固 定 資 産 処 分 損 失	10	
	減 損 損 失	48	
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,919
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,659	
	法 人 税 等 調 整 額	181	
	法 人 税 等 合 計		1,841
	当 期 純 利 益		4,078
	非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		7
	親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4,070

目次

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	12,690	10,300	14,732	△64	37,659
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△673		△673
親会社株主に帰属する当期純利益			4,070		4,070
自己株式の取得				△11	△11
土地再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	3,404	△11	3,393
当連結会計年度末残高	12,690	10,300	18,137	△75	41,052

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	8,455	△32	1,510	△214	9,718	104	47,482
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△673
親会社株主に帰属する当期純利益							4,070
自己株式の取得							△11
土地再評価差額金の取崩							6
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1,962	20	41	△336	△2,237	7	△2,230
当連結会計年度変動額合計	△1,962	20	41	△336	△2,237	7	1,163
当連結会計年度末残高	6,493	△12	1,551	△551	7,480	111	48,645

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西京銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

目次

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西京銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

目次

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

目次

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 西京銀行 監査役会

常勤監査役 山本 秀雄 ㊟

社外監査役 綿屋 滋二 ㊟

社外監査役 池 高 聖 ㊟

社外監査役 増 田 攻 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 西京銀行 本店 5階講堂
山口県周南市平和通一丁目10番の2
TEL (0834) 31-1211



交通のご案内

最寄りの駅 JR徳山駅

- 受付にピピ510の無料駐車券をご用意しておりますので、お車でお越しの方はお申し出ください。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

《本総会における節電への取組みについて》

当行の節電への取組みの一環として、本総会の運営につきまして照明・空調の設定を抑える等、節電に配慮した対応を行っております。株主の皆さまにはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。